**平成２２年（フ）第２０８号**
栃木県小山市大字中久喜760番地２
債務者　持田　伸江
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２３年（フ）第１号**
栃木県小山市大字間々田2516番地３　コーポ牧の内102号
債務者　星　　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２２年（フ）第３６５１号**
横浜市西区久保町24番10号
債務者　越田　一則
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３６６９号**
横浜市戸塚区汲沢４丁目21番21号
債務者　本橋　順子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７６２号**
愛知県あま市七宝町秋竹杁先756番地１　オレンジハウス101号、旧住所愛知県みよし市三好町油田25番地１　ライオンズマンション三好312号
債務者　谷口憲一郎
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第９６０号**
栃木県鹿沼市上殿町943番地１、前住所栃木県鹿沼市みなみ町８番地202　鹿沼ガス社宅
債務者　原　　千代
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６１４号**
岡山市東区君津327番地６
債務者　羽納亜紀子（旧姓則次）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８９３号**
岡山県高梁市宇治町宇治1749番地２
債務者　赤埴　京子（旧姓本倉）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７７７号**
静岡市清水区梅ヶ谷43番地の２　田島借家、旧住所静岡市駿河区丸子１丁目４番28号
債務者　三木　輝寿
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７８４号**
静岡市清水区興津本町13番地の５　２号
債務者　鈴木　吉勝
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７８８号**
静岡県焼津市下小田70番地の２　工藤満方、旧住所静岡県藤枝市横内619番地の６
債務者　伊藤　秀子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７９０号**
静岡県藤枝市中藪田308番地の３
債務者　松﨑　　勝
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７９１号**
静岡県藤枝市中藪田308番地の３
債務者　松﨑　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第８４３号**
静岡県焼津市下小田中町１番地の４　タウニー中町Ｂ―103
債務者　小林　清治
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第８８８号**
静岡市葵区北安東５丁目10番７号
債務者　帯金　早苗
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部